

栃木市消防庁舎整備基本構想

2017年(平成29年)12月

栃木市消防本部

目 次

I 基本構想策定の背景について	
1. 基本構想策定の趣旨	1
2. 基本構想の位置付け	1
II 消防庁舎の現状と課題	
1. 各種災害出動状況	3
2. 消防職員数の推移	5
3. 消防本部・栃木市消防署	6
4. 消防本部別館	9
5. 大平分署・藤岡分署・都賀分署・西方分署	10
6. 岩舟分署	13
7. 庁舎整備の必要性	13
III 解決策の検討	
1. 消防庁舎に求められる機能	14
2. 移転又は建替えの検討	15
IV 消防庁舎整備の考え方	
1. 基本方針	17
2. 消防署所数の検討	18
3. 庁舎規模の検討	20
4. 施設配置計画	22
5. 候補地選定	24
6. 消防本部・栃木市消防署の候補地検討	24
7. 事業費の算定及び財源確保の方針	27
8. 建設スケジュール	28
別添 消防本部・各署所 写真	29

I 基本構想策定の背景について

1. 基本構想策定の趣旨

栃木市の消防は、昭和24年(1949年)8月に地域に密着した自治体消防として発足以来、組合消防を経て本年で68年を迎え、この間、関係者の努力の積み重ねにより、施設、人員、装備等の消防力の充実強化を進め、安定した消防サービスの提供に努め、市民の安全安心の確保に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、消防を取り巻く社会環境は大きく変化しており、警防・予防業務の多様化・複雑化、救急業務の増加・高度化、大規模化する災害への迅速な対応策として広域連携の強化など、消防に対する市民のニーズはますます増大しております。

加えて、全国各地で地震、台風及び集中豪雨等の局地的な自然現象による災害が数多く発生し、近い将来には、首都直下地震及び南海地震等の巨大地震の発生が危惧され、大規模な被害が発生すると予測されています。

また、我が栃木市においても、平成23年3月11日には東日本大震災を体験し、平成27年9月の関東・東北豪雨災害では市内各地で浸水、冠水、落橋、土砂崩れにより今まで経験したことのない甚大な被害が発生しました。

このように、自然災害や火災及び救急事故等からの被害を軽減し、市民の安全安心を確保するためには、さらなる消防力の充実・強化が必要であり、社会環境の変化に即応した地域における防災拠点施設の整備が求められています。

しかし、消防本部及び各署所の庁舎は、岩舟分署を除き、施設・設備の老朽化及び消防需要の変化に伴い狭あい化しており、また、昭和56年の新耐震基準が施行される以前の建物であるため、近い将来予測される大規模な地震災害により防災拠点施設としての役割を適切に果たせない恐れがあり、このような状況を早急に改善すべく、各庁舎整備の実現を図る必要があります。

こうしたことから、消防庁舎整備をしていくうえでの基本的な考え方をとりまとめ、パブリックコメントを経て、「栃木市消防庁舎整備基本構想」として策定するものです。

今後は、この基本構想に基づき、より具体的・詳細な検討を行い、庁舎整備の基本的な事項である「栃木市消防庁舎整備基本計画」を策定していく予定です。

2. 基本構想の位置付け

消防庁舎を整備するための基本構想の策定にあたっては、市の最上位計画である『栃木市総合計画』を踏まえつつ、「栃木市地域防災計画」などの各種計画に掲げる諸施策の具現化を目指す必要があります。また、都市計画との整合性を図るとともに、今後の公共施設のあり方も見据える必要があります。

栃木市が目指す「安全安心で快適に暮らせるまちづくり」のためには、地域における安全な防災拠点施設として、市民のニーズに応えられる機能とスペースを有した消防庁舎の整備が不可欠となります。

以下に栃木市総合計画に記載された基本施策について抜粋します。

基本方針Ⅲ 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

基本施策 1 危機管理体制の構築

現状と課題

- 本市は気象条件に恵まれ、地震等による災害も比較的少ない状況にあります。
- 東日本大震災に伴う甚大な被害や台風など気象災害の深刻化による、市民の防災に対する意識や安全な地域環境づくりに対する希求が高まっています。
- 住み続けられる地域社会の形成に向けた防災対策の充実やあらゆる災害を想定した危機管理体制づくりが求められています。
- 高齢化や核家族化の進行に対応した誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。
- 市民が火災や事故などに巻き込まれない環境整備や、緊急時における対応体制の充実に努める必要があります。

基本施策がめざす姿

- 市民の生命や財産を守ることのできる環境が整っています。
- 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに向けたあらゆる災害を想定した危機管理体制や消防・救急体制が構築されています。
- 災害に強い都市環境の形成が図られています。

基本施策を実現するための体系

- 危機管理体制の構築**
- ① 防災・危機管理の強化
 - ② 消防・救急体制の充実

基本施策を実現するための取り組み

単位施策 1 防災・危機管理の強化

- 治山事業や河川整備などの実施、市域の広がりに対応した防災体制の再構築、自主防災組織の育成等を図ります。

単位施策 2 消防・救急体制の充実

- 常備消防の充実などによる消防・救急搬送体制などの強化等を図ります。

II 消防庁舎の現状と課題

当消防本部は、昭和 46 年 4 月栃木地区広域消防組合が発足し、現在は、1 消防本部、1 消防署、5 分署体制で消防業務を行っています。昭和 40 年から 50 年代に建てられた庁舎は、敷地・建物の狭あい化や老朽化が著しく進行し、耐震性能も確保されていないため、速やかな庁舎整備計画が求められます。

消防庁舎整備を進めるうえでの各署所における現状と課題を整理します。

■ 各署所の庁舎概要（平成 29 年 4 月 1 日現在）

※ 消防本部別館庁舎は、平成 14 年 9 月から使用(元建材会社建物を購入)

署 別	建築年月	構 造	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	経過年数
消防本部・消防署	昭和 45.5	R C 造 3 F	1,286	2,722	47
消防本部別館 ※	平成 3.12	S 造 3 F	926	1,725	26
大平分署	昭和 47.4	R C 造 2 F	293	1,309	45
藤岡分署	昭和 53.3	〃	370	1,312	39
都賀分署	昭和 47.4	〃	290	1,286	45
西方分署	昭和 47.4	〃	289	1,371	45
岩舟分署	平成 20.8	S 造 2 F	779	3,320	9

1. 各種災害出動状況

過去 10 年間の災害出動件数については、火災はほぼ横ばいの状態が続き、最も件数の多い救急は、毎年増え続けています。また、その他災害は、ドクターヘリの運航に伴い、件数が急増しています。

■ 昭和 46 年（広域消防組合発足時）及び過去 10 年間の火災件数

※ 昭和 46 年の岩舟地域の件数は旧岩舟町の統計によるもの
平成 26 年の岩舟地域の件数は 4 月 1 日～12 月 31 日まで

地域別 年別	栃木 地域	大平 地域	藤岡 地域	都賀 地域	西方 地域	岩舟 地域	計
昭和 46 年	59	8	13	5	2	9	96
平成 19 年	37	18	10	11	4	—	80
平成 20 年	26	11	11	13	2	—	63
平成 21 年	33	7	13	3	3	—	59
平成 22 年	36	14	16	7	5	—	78
平成 23 年	34	10	11	7	6	—	68
平成 24 年	28	15	14	7	9	—	73
平成 25 年	35	13	14	9	6	—	77
平成 26 年	29	14	14	5	2	12	76
平成 27 年	33	17	14	4	0	15	83
平成 28 年	22	11	10	7	6	7	63

■ 昭和 46 年（広域消防組合発足時）及び過去 10 年間の救急件数

※ 昭和 46 年の岩舟地域の件数は旧岩舟町の統計によるもの
平成 26 年の岩舟地域の件数は 4 月 1 日～12 月 31 日まで

地域別 年別	栃木 地域	大平 地域	藤岡 地域	都賀 地域	西方 地域	岩舟 地域	管外	計
昭和 46 年	栃木広域管内で 1,088					143	—	1,231
平成 19 年	3,041	854	597	373	206	—	37	5,108
平成 20 年	2,671	832	584	358	212	—	19	4,676
平成 21 年	2,761	846	568	325	235	—	24	4,759
平成 22 年	2,983	866	632	363	249	—	29	5,122
平成 23 年	3,145	901	626	404	254	—	32	5,362
平成 24 年	2,992	920	650	357	237	—	37	5,193
平成 25 年	3,090	915	694	401	248	—	28	5,376
平成 26 年	3,189	998	643	419	221	476	15	5,961
平成 27 年	3,324	1,039	658	425	257	668	11	6,382
平成 28 年	3,425	1,084	636	418	273	711	8	6,555

■ 過去 10 年間のその他災害件数

※ その他災害とは、火災・救急・救助以外をいう
平成 26 年の岩舟分署の件数は 4 月 1 日～12 月 31 日まで

署別 年別	栃木市 消防署	大平 分署	藤岡 分署	都賀 分署	西方 分署	岩舟 分署	計
昭和 46 年	統計なし						—
平成 19 年	114	43	29	19	22	—	227
平成 20 年	135	70	47	17	19	—	288
平成 21 年	158	65	50	14	31	—	318
平成 22 年	159	59	58	28	24	—	328
平成 23 年	291	70	76	24	46	—	507
平成 24 年	303	85	72	31	49	—	540
平成 25 年	344	91	86	37	28	—	586
平成 26 年	524	161	105	56	43	135	1,024
平成 27 年	689	269	132	84	58	184	1,416
平成 28 年	655	212	110	66	58	187	1,288



■ 平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨災害活動記録

豪雨災害により、市内各地で甚大な被害が発生しました。消防本部と消防団が連携し、人員並びに装備品など現有の全消防力を投入し、災害対応にあたりました。

特に、大規模災害発生時には、災害活動拠点となる庁舎機能の充実が必要です。

・ 災害別出動件数

	火 災	救 急	救 助
出動件数	3	10	30
出動人員	63	31	255
出動車両数	16	10	77

・ 119 番入電件数

※その他には、避難誘導要請等を含む

火災通報	救急要請	救助要請	水防要請	その他 ※	計
3	76	9	26	605	719

・ 延べ活動人員及び出動車両等

延べ活動人員	消防車	救急車	救助艇	船外機付救助艇
489 人	29 台	8 台	5 艇	2 艇

・ 救助人員及び避難誘導等

救 助 人 員			戸別訪問による避難誘導	消防車両による避難所への搬送	水没車両の検索
救助艇による救助	背負い等による救助	水没車両からの救助			
65 人	42 人	25 人	538 世帯	143 人	53 台

・ 水防工法施工数

積み土のう（土のう使用数）	木流し工法
37 か所 （4,800 個）	2 か所

2. 消防職員数の推移

職員定数については、広域発足当時から消防需要の増加に伴い職員が増員したため、各署所の庁舎は大変狭あいです。

年 度 別 (広域発足から 5 年毎)	定 数	職 員 数 [女性職員数]
昭和 46 年 4 月	定数条例 130 名	67 [0]
昭和 51 年 4 月	130	128 [1]
昭和 56 年 4 月	130	128 [1]
昭和 61 年 4 月	130	130 [1]
平成 2 年 4 月	130	128 [1]
※平成 4 年 8 月	定数条例一部改正 150 名	
平成 7 年 4 月	150	143 [0]
平成 12 年 4 月	150	149 [0]
※平成 14 年 4 月	定数条例一部改正 170 名	
平成 17 年 4 月	170	158 [0]
平成 22 年 4 月	170	160 [0]
※平成 25 年 4 月	定数条例一部改正 195 名	
平成 27 年 4 月	195	184 [5]

3. 消防本部・栃木市消防署

(1) 建物

現状

庁舎は昭和 45 年 5 月に竣工、鉄筋コンクリート造 3 階建てで、建築後 47 年が経過し、この間、平成 13 年度に耐震診断を行い、コンクリートの中性化の進行が報告されております。平成 16 年度には耐震補強工事を実施しましたが、その後は長寿命化を目的としたメンテナンスは実施しておらず、躯体の強度低下が懸念されます。

なお、平成 28 年度は車庫シャッターの改修工事などで維持補修費が増加しています。

課題

建物の耐震強度、敷地の問題から増築や増棟は現実的ではなく、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するには、移転又は建替えを検討する時期にきています。

過去 5 年間の維持補修費

平成 24 年度	621 千円
平成 25 年度	427 千円
平成 26 年度	339 千円
平成 27 年度	225 千円
平成 28 年度	7,926 千円



(2) 車庫

現状

車庫は、建設当時と比較して車両の増加、車に際しドアを全開放できない状況です。更に、各種資機材の増加及び空気ボンベ充てん室が増設されているため大変狭いです。

また、車両後方は出動準備室を兼ねているため、災害出動時の防火衣装着、車両への資機材の積載に支障があります。

課題

迅速・安全に出動態勢を整えるためには、車庫に附随する施設として資機材庫、隊員同士が衝突しないスペースを確保した出動準備室が必要であり、併せて、車庫内は毎日行う車両点検時の排気ガスによる隊員の健康被害対策が必要です。また、空気ボンベ充てん室は、車庫と離れた位置に設置しなければなりません。



(3) 事務室等

現状

事務室は指令端末機器、OA機器及び事務機の増加により指導係及び救急係は同室への配置が不可能となり別室・別棟となったため、業務の連携において効率が悪くなりました。

室内はコンセントの不足や電気配線の劣化により機能性も悪く、近年増大している事務に対して影響が出ています。

消防法・火災予防条例等による各種申請に対しては、受付・協議スペースが確保できず、職員のデスクで対応している状況です。

仮眠室、食堂、浴室、洗面所、更衣室などは男女共職員数に見合っていないため大変狭あいで、老朽化により機能性も低く、各室内の壁・床等の経年劣化も進んでいます。なお、仮眠室は個室でないため、プライバシーが保たれていません。

また、庁内には執務・生活空間と区画された資機材の消毒・洗浄・乾燥室が整備されていないため、感染防止対策が十分ではありません。

課題

交替制勤務者（24時間勤務）は、より強い拘束性と長時間の精神的緊張を強いられているため、快適な執務環境及び衛生的な生活居住環境を確保し、勤務意欲を高める施設が必要です。

また近年は、女性消防職員の活躍推進に向けた取り組みが積極的に進められており、さらなる女性職員の増加が見込まれます。



(4) 駐車場

現状

日頃は、消防法・火災予防条例等に基づく各種申請や事前協議、救急法講習の申請、消防機器、無線通信システムの修理・メンテナンスに来庁する業者、また、園児や小学生が庁舎見学に訪れる機会が多くありますが、平成28年度のはしご車車庫設置により、来客用駐車場は確保できなくなりました。また、災害等の緊急時における招集職員の駐車スペース確保も困難な状況です。

課題

来客用4～5台、大型バス2台、招集職員用30台分が不足していることから、ゆとりのある駐車場整備が必要です。

(5) 屋外訓練場

現状

日常の訓練は、高度化する消防業務の技術を習得し、災害現場での安全・確実な活動につながるため必要不可欠です。

訓練は、当消防本部の職員だけではなく、消防団、近隣消防本部との合同訓練も実施されますが、現在の約1,000㎡では訓練スペースが十分ではありません。

課題

訓練場には、はしご車、救助工作車など大型車両も配置されるため、効果的な訓練を実施するためには、十分な訓練スペースとして約4,000㎡増やす必要があります。



(6) 災害対応施設

現 状

・ 自家用給油取扱所

署及び各分署は、車両等の予備燃料として必要最低限の量を保有していますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、市内の給油所が機能しなくなり燃料確保に大変苦慮しました。現在は県内の12消防本部中2本部が整備済みです。

・ 資機材倉庫兼備蓄倉庫

山林火災、水難救助、NBC災害等は多くの資機材を必要とし、災害の種別により迅速な車両への積載が必要ですが、倉庫3棟約271㎡が点在しており効率的な配置ではありません。

※ NBC災害とは、核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいいます。

課 題

自家用給油取扱所については、近い将来、首都直下地震及び南海地震等の大規模災害の発生が危惧されており、首都直下地震においては本市も緊急対策区域に指定されていることから、消防業務を滞りなく提供するためには、7日間ほどの燃料を確保した自家用給油取扱所の整備が必要です。他消防本部においても、新庁舎建設時に併せた整備計画が進められています。

また倉庫は、各種災害に対して必要な資機材を配備し、車庫からの効率的な出動動線を考慮して、約500㎡程度を配置することが必要です。緊急時には、非常用の飲料水、食料、毛布等の物資を備蓄することで速やかな対応をすることができます。

(7) 高機能消防指令センター

現 状

現在稼働中の消防指令システムは、平成17年2月の導入から12年以上経過しているため、システム全体が老朽化しています。指令業務に支障をきたさぬよう今のところは部分的な改修工事等で対処していますが、不具合の発生時には交換部品の供給が困難になりつつあり、修理にも多額の費用を要しています。

課 題

消防指令システムの更新については大規模改修工事を伴う大きな事業であり、現庁舎では、躯体の強度低下が懸念されること及び新たに約160㎡のスペースが必要となることから更新できません。財政的にも庁舎建設に併せたシステムの全面更新が効率的であり、十分な検討が必要です。

過去5年間の修繕費

平成24年度	1,967千円
平成25年度	2,154千円
平成26年度	2,807千円
平成27年度	2,990千円
平成28年度	2,896千円



4. 消防本部別館

(1) 建物

現状

消防本部別館の庁舎は、平成 14 年 9 月に元建材会社であった建物を購入、改修工事施工後、消防総務課・予防課・警防課・消防課救急係を消防署から移転しました。

既存建物を改修したため、間仕切り、トイレ・水回りの関係から効率的な配置が出来ず、事務室が 2 階で二部屋に分かれるなど、職員のみならず来庁者にとっても全体的に使い勝手の悪い庁舎となっており、高齢者や障がい者に対しても配慮されていません。

庁舎は、鉄骨造 3 階建てで、建築後 26 年が経過しており、庁舎全体の老朽化が進行し、屋根・外壁の漏水補修工事などは実施しましたが、エアコン等の空調設備をはじめ各設備が機能低下しており、いつ故障が発生してもおかしくない状況です。

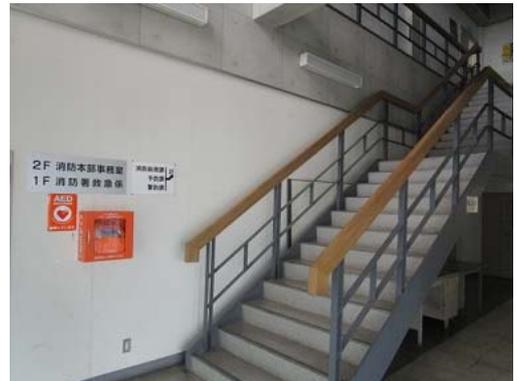
課題

大規模災害発生時の対策本部設置による迅速な指揮命令系統の確立や庁内各課のスムーズな業務連携など、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するには、消防本部と消防署が一体となった庁舎を整備することが必要です。

また、ワンフロアに消防本部各課を集約し、わかりやすい事務室の配置や業者との個別の協議スペースの確保、施設のバリアフリー化など、来庁者にとっても利用しやすい施設であることが望まれます。

過去 5 年間の維持補修費

平成 24 年度	412 千円
平成 25 年度	147 千円
平成 26 年度	1,207 千円
平成 27 年度	874 千円
平成 28 年度	69 千円



(2) 駐車場

現状

来客用に 5 台分を確保し、職員は空いたスペースに詰めて駐車していますが、本部所有の消防車両が増加したため、余裕がなくなり、混雑時には来庁者に負担をかけてしまいます。また、災害等の緊急時における招集職員の駐車スペース確保が困難な状況にあります。はしご車の車庫設置により、消防署への来庁者も本部駐車場を利用することになったため、さらに混雑しています。

課題

日常の来庁者だけでなく、一般公募普通救命講習会、消防団会議、外郭団体会議等での利用もあり、招集職員用も 15 台不足していることから、ゆとりのある駐車場整備が必要です。

(3) 非常電源設備

現 状

市町村が目標とすべき国が定めた消防力の整備指針では、「地震災害及び風水害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、庁舎に非常用電源設備等を設置するものとする。」と規定していますが、本部別館には整備されていません。

課 題

停電時は、イントラネットによる市本庁を含めた庁内の情報伝達手段を確保するため、速やかな整備が必要です。

5. 大平分署・藤岡分署・都賀分署・西方分署

(1) 建物

現 状

各分署の庁舎は、昭和 47 年から 53 年の間に竣工、鉄筋コンクリート造 2 階建てで、建築後 39 年から 45 年が経過しています。この間、昭和 61 年前後及び平成 12 年前後に改修工事を実施しましたが、耐震診断及び耐震補強工事を実施していないため、大地震への対策が危惧されます。加えて、庁舎全体の老朽化が進行し、各設備の機能低下などで年々庁舎の維持補修費が増加しています。

藤岡分署は、地盤沈下が著明で、庁舎に歪みが生じています。

都賀分署は、トイレの全面改修工事が見込まれています。

課 題

庁舎の深刻な老朽化により、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するには、耐震診断又は移転、建替えを検討する時期に来ています。

過去 5 年間の維持補修費

	大平分署	藤岡分署	都賀分署	西方分署	岩舟分署	合 計
平成 24 年度	825	1,166	1,029	677	—	3,697 千円
平成 25 年度	966	752	711	30	—	2,459 千円
平成 26 年度	1,088	5,656	642	523	108	8,017 千円
平成 27 年度	22	1,491	1,068	118	32	2,731 千円
平成 28 年度	19	1,160	3,354	139	757	5,429 千円

(2) 車庫

現 状

車庫は、建設当時と比較して車両の増加、大型化が進み、車両間隔が狭くなったため、乗車に際しドアを全開放できない状況です。更に、各種資機材の増加により大変狭いです。

また、車両後方は出動準備室を兼ねているため、災害出動時の防火衣装着、車両への資機材の積載に支障があります。



課題

迅速・安全に出動態勢を整えるためには、車庫に附随する施設として資機材庫、隊員同士が衝突しないスペースを確保した出動準備室が必要であり、併せて、車庫内は毎日行う車両点検時の排気ガスによる隊員の健康被害対策が必要です。

(3) 事務室等

現状

事務室は指令端末機器、OA機器及び事務機の増加により大変狭あいとなりました。室内はコンセントの不足や電気配線の劣化により機能性も悪く、近年増大している事務に対して影響が出ています。

消防法・火災予防条例等による各種申請に対しては、受付・協議スペースが確保できず、職員のデスクで対応している状況です。

仮眠室、食堂、浴室、洗面所、更衣室などは職員数に見合っていないため大変狭あい、老朽化により機能性も低く、各室内の壁・床等の経年劣化も進んでいます。なお、仮眠室は個室でないため、プライバシーが保たれていません。

また、庁内には執務・生活空間と区画された資機材の消毒・洗浄・乾燥室が整備されていないため、感染防止対策が十分ではありません。



課題

交替制勤務者（24時間勤務）は、より強い拘束性と長時間の精神的緊張を強いられるため、快適な執務環境及び衛生的な生活居住環境を確保し、勤務意欲を高める施設が必要です。

また近年は、女性消防職員の活躍推進に向けた取り組みが積極的に進められており、さらなる女性職員の増加が見込まれるため、浴室、トイレ、仮眠室等の施設を速やかに整備することが必要です。

(4) 屋外訓練場

現状

日常の訓練は、高度化する消防業務の技術を習得し、災害現場での安全・確実な活動につながるため必要不可欠です。また、敷地内は駐車場と訓練場が兼用となっており、専用のスペース及び訓練施設がなく、限られた訓練しかできません。

課題

効果的な訓練を実施するためには、十分な訓練スペースを確保し、訓練施設を整備することが必要です。また、災害時には、消防団車両や応援部隊が集結できるスペースを兼ねた訓練場として約2,000㎡増やすことが必要です。

(5) 非常電源設備

現状

都賀分署に設置されている非常電源は、約2kVAの移動式発電機であるため、災害に対応するためには電力不足です。

課題

庁舎機能を適切に維持するため、施設規模に応じた約 50kVA の固定式発電機が必要です。

(6) 資機材倉庫兼備蓄倉庫

現状

山林火災、水難救助、NBC 災害等は多くの資機材を必要とし、災害の種別により迅速な車両への積載が必要ですが、効率的な配置ができていません。

課題

倉庫は、各種災害に対して必要な資機材を配備し、車庫からの効率的な出動動線を考慮して、約 200 m²程度を配置することが必要です。緊急時には、非常用の飲料水、食料、毛布等の物資を備蓄することで速やかな対応をすることができます。

(7) 敷地

現状

各分署共、敷地内排水能力の不足により、大雨時には庁舎内に雨水が流れ込む状況で、庁舎への出入りにも支障をきたしています。

また、大平分署の位置は、災害ハザードマップにおいて 0.5m～1m未満の永野川浸水想定区域内、西方分署は、1～2m未満の思川浸水想定区域内にあります。なお、西方分署庁舎の敷地は、開署当時から借地となっています。



課題

災害発生時に、防災拠点施設としての機能を発揮するためには、自然災害の影響を受けない安全な位置への移転が必要です。

6. 岩舟分署

平成 26 年 4 月の栃木市と旧岩舟町の合併により、新たに岩舟地域が管轄に加わり、岩舟分署として開署しました。庁舎は、平成 20 年 8 月に建築され、鉄骨造 2 階建てで、建築後 9 年が経過しています。

女性職員用の施設が整備され、仮眠室も個室となっており、プライバシーにも配慮した快適な勤務及び生活居住環境を確保した施設ですが、男女の浴室、仮眠室の配置が生活動線上交差していることが課題で、間仕切りの設置などで対応しています。

なお、庁舎は保育施設、住宅密集地と近接しているため、訓練及び出動の際にはサイレン音等の騒音に配慮した消防業務に努めています。



7. 庁舎整備の必要性

消防庁舎の現状と課題を抽出・検討し、これからの消防行政を見据えると、要求される庁舎機能等に対し、現在の建物を改修することで対応していくには限界があります。これらの課題を解決し、防災拠点施設としての機能を発揮するためには、早期の消防庁舎の移転又は建替えが必要です。

消防需要の動向は、過去 10 年間の統計から、火災件数についてはほぼ横ばいの状態が続いているのに対し、救急件数については高齢化社会の進行により、右肩上がりに増加する傾向が続いていることに加え、ドクターヘリの運航に伴う消防隊の救急支援など、その他災害出動件数も急増しています。

消防力適正配置調査の将来推計では、管内全域の人口は減少しながらも人口の高齢化などに伴い、2035 年まで救急搬送人員は現状よりやや増加すると推測されていますので、引き続き、現在の消防力を維持しながら消防需要に対し、効率的に対応していくには、消防署所の適正な配置が必要です。

なお、各庁舎はほぼ同時期に建設されているため、今後は、十数年先まで見越した庁舎整備計画を速やかに策定し、順次効率よく庁舎整備を進めていかなければなりません。

Ⅲ 解決策の検討

1. 消防庁舎に求められる機能

消防庁舎の現状と課題を解決するにあたり、消防本部を核としてそれぞれの署所が担うべき機能を整理します。

(1) 防災拠点施設としての庁舎

市民の安全安心で快適な暮らしの実現には、自然災害をはじめ、あらゆる災害に対して高度な耐火・耐震性能を備え、災害活動及び災害復旧・復興の中心的役割を果たす災害活動拠点としての機能を発揮できる消防庁舎を整備し、消防力の充実・強化を図ることが必要です。

平成 27 年 9 月、本市は予測を上回る集中豪雨により、市内の広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。近年は、各地で大規模な自然災害が頻発しており、今後もまた、本市自らが被災地となった場合を想定すると、庁舎整備により十分な敷地を確保することで、緊急消防援助隊の受入れや一時的に市民が避難することも可能です。

また、インフラ等が破壊された場合においても防災拠点施設としての機能を失うことなく、災害活動を維持できる機能を備えなければなりません。

(2) 職場環境に配慮した庁舎

老朽化した施設・設備の整備、感染防止対策の充実など、良好な執務環境及び衛生的でプライベートにも配慮した生活環境面の改善を図ることは、職員ひとりひとりの勤務意欲の向上及び業務効率の増進につながります。また、庁舎内は業務効率を踏まえた機能的なレイアウトとし、さらなる高度情報化へ対応可能な機器の整備にも配慮しなければなりません。

なお、各分署は、女性職員の増加に対応できるように、仮眠室、浴室などの女性用施設を速やかに整備することが必要です。

(3) 訓練施設の整備

近年の複雑多様化する災害に対応していくためには、消防職員と消防団その他の防災関係機関と連携のとれたスムーズな災害活動が大変重要となります。

また、目覚ましく進化する消防車両、資機材の性能を十分に発揮するには、その取扱いに精通するため、継続した訓練により確かな知識と技術の習得が必要となります。

大型車両を配置した火災防御訓練、検索救助訓練、操法訓練、総合訓練の実施など、日頃からより実践的で効果的な訓練を実施するために、十分な広さの訓練スペースを確保し、機能性の高い訓練施設を整備することが必要です。

(4) 市民のニーズ

市民に対しては、防災講話や救命講習会などの機会を積極的に提供することで、自助・共助力の向上、防災意識の高揚が図られ、地域防災力の強化につながり、防災啓発活動の拠点となる庁舎づくりを目指すことができます。

一般市民をはじめ園児・小学生の庁舎見学、中学生の職場体験の際には、訓練風景を間近で見ること、より有意義な見学・体験学習となり、消防の活動に対しての広い理解を得られます。

また、来庁者にとっては庁舎の配置がわかり易く、余裕のある駐車場や駐輪場が整備され、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れるなど、利便性にも配慮した庁舎が望まれます。

(5) 環境にやさしく経済性に優れた庁舎

自然との共生を図っていくために、庁舎周辺の緑化、太陽光発電システムなどの自然エネルギーの活用を推進した施設維持費の低コスト化など、運用に必要なエネルギー消費を極力抑え環境負荷の低減に努めながら、市の景観まちづくりの取り組みにも配慮します。

また、ライフサイクルコストの削減を目指し、将来への負担を軽減するため、施設・設備の長寿命化に配慮した庁舎整備が必要です。

2. 移転又は建替えの検討

防災拠点施設として必要な機能を発揮するために、岩舟分署を除く各署所について、移転又は建替えを検討します。

(1) 消防本部・栃木市消防署及び消防本部別館

防災拠点施設として、あらゆる災害に対し適切に対応し、その機能を十分に発揮するには、消防本部と消防署が一体となった庁舎が望まれます。庁舎に期待される機能やスペースを確保するには移転又は建替えが必要です。

また、老朽化した消防指令システムの更新は大規模改修工事を伴う大きな事業であり、財政的にも庁舎建設に併せたシステムの全面更新が効率的です。

■ 移転の場合

近年の災害対応において、防災ヘリやドクターヘリとの連携体制の強化を図ることは効果的であり、そのためには敷地内にヘリポートを整備することで、防災拠点施設として高い機能を発揮することが出来ます。また、訓練施設及び訓練スペースの確保も必要であることから、敷地規模については約10,000㎡から15,000㎡を想定します。

ただし、消防救急デジタル無線の運用については、移転先で基地局との通信を確保するために、無線中継アンテナ及び付随する無線機器の設置が必要となります。

■ 現在地での建替えの場合

業務を継続しながらの現在地での建替えは、敷地が狭あいで庁舎建設は物理的に不可能であるため、隣接地約2,200㎡の取得が条件となります。用地の取得後は約6,700㎡となり、敷地拡大に伴い整形地となるため、建物の配置において現在よりも有効活用ができるようになります。

また、消防救急デジタル無線の運用については、既設の無線中継アンテナ等を利用できるため、整備にかかる費用を削減することができます。

※ 消防救急デジタル無線について

現在使用している消防救急デジタル無線は、晃石山にある基地局と高機能消防指令センター（消防本部）を中継するため、訓練塔上部にパラボラアンテナ（無線中継アンテナ）が設置されています。庁舎の移転に伴い、パラボラアンテナも新たに設置することになると受信範囲に影響が出るため、移転先において無線の運用可否（受信範囲）について調査が必要となります。なお、移転に伴う無線機器の移設・調整・運用可否の調査には多額の費用を要する見込みです。

(2) 大平分署・藤岡分署・都賀分署・西方分署

分署の敷地規模は約3,000㎡から5,000㎡を想定しており、現在地での建替えは、敷地が狭あいであるため必要な機能を整備することができません。

また、周囲には既存建物が隣接しているため用地取得も現実的ではなく、移転による庁舎整備が必要となります。

特に、災害ハザードマップにおける浸水想定区域内にある庁舎は、有事の際に防災拠点施設としての機能を発揮できない恐れがあるため、自然災害の影響を受けにくい安全な位置へ移転するなど、災害出動に対して迅速な対応ができるように各地域の特性や立地状況を考慮することが必要です。

庁舎は、防災拠点施設としての充実した機能を備え、また、十分な広さの敷地を取得することで、効果的な訓練施設及び訓練スペースを確保することができます。

IV 消防庁舎整備の考え方

1. 基本方針

「Ⅲ 1. 消防庁舎に求められる機能」の検討結果から、消防行政を担う庁舎機能と災害発生時においても安全性の高い活動拠点となる機能を有する庁舎整備に向けて、基本方針を設定します。

【基本方針】

- (1) 市民の安全安心を守る防災拠点施設となる庁舎
- (2) 機能性が高く消防力が向上する庁舎
- (3) 市民に開かれた庁舎
- (4) 環境にやさしく経済性に優れた庁舎

(1) 市民の安全安心を守る防災拠点施設となる庁舎

地震や台風などの自然災害及びあらゆる災害に対して、十分な耐火・耐震性能を備え、インフラ等が破壊されるような大災害時においても災害活動が持続可能な庁舎とし、市民の安全安心を守ります。

(2) 機能性が高く消防力が向上する庁舎

複雑多様化する災害に対して迅速な災害活動を行うため、庁舎内及び敷地内は業務効率を踏まえた機能的なレイアウトとし、出勤動線の最適化を図ると共に、日頃からより実践的で効果的な訓練ができるよう、各種訓練施設及び訓練スペースを整備します。

また、大規模災害発生時には、市本庁舎との情報共有化及び綿密な連携体制を図れる情報機器の整備や緊急消防援助隊の受援体制確保にも配慮します。

(3) 市民に開かれた庁舎

市民の防災教育の普及促進を図る機能を備えるとともに、訪れた市民が親しみやすく、利用しやすい庁舎とします。また、ユニバーサルデザインの採用、駐輪場・駐車場の整備など来庁者にやさしい庁舎とします。

(4) 環境にやさしく経済性に優れた庁舎

太陽光などの自然エネルギーを積極的に活用した省エネルギー設計とし、施設の維持管理コストの削減を図ります。また、今後の市の財政状況を見据え、ライフサイクルコストを削減し、次世代に大きな負担を残さぬよう、施設・設備の長寿命化を推進します。

2. 消防署所数の検討

(1) 消防力適正配置調査結果

栃木市全体の消防効率化の観点から、平成26年度に消防力適正配置調査（以下、適正配置調査）を実施しました。この調査は、栃木市内における道路状況、災害発生状況等のデータを基に、4・5・6署所体制の3ケースについての消防署所及び消防車両の適正配置と運用効果を算定いたしました。

なお、この調査結果による署所の適正位置については、具体的な候補地を検討するうえでのおおよその目安です。

① 4署所体制

現状と比べ、消防本部・栃木市消防署及び大平分署は概ね現在地が適正、都賀・西方地域は1署所が配置され、藤岡地域には配置されません。人員と車両を集中して運用することにより、特定の地域において質の高い消防活動の提供が可能となる一方、管内全域における運用効果の低下や、特に藤岡地域における運用効果が大幅に低下します。

② 5署所体制

現状と比べ、消防本部・栃木市消防署、大平分署及び藤岡分署は概ね現在地が適正、都賀・西方地域には1署所が配置されます。現状より1署所減じることになりますが、管内全域における運用効果はほぼ現状維持することができます。

都賀・西方2地域については、消防力が低下しないよう人員と車両を集中して運用することにより、質の高い消防活動を提供することが可能です。

③ 6署所体制

現状と比べ、消防本部・栃木市消防署、大平分署及び藤岡分署は概ね現在地が適正、都賀・西方地域は1署所が配置され、大平地域の南部には1署所が追加配置されます。管内全域及び市南側の運用効果が向上します。

都賀・西方2地域については、消防力が低下しないよう人員と車両を集中して運用することにより、質の高い消防活動を提供することが可能です。

(2) 人口の将来推計及び財政状況

人口の将来推計からは、管内全域の人口は減り続け、少子高齢化が進行することにより生産年齢人口が減少し、本市の財政状況が厳しくなることが懸念されています。

今後、公共施設の維持管理、更新等による財源負担の増加については、本市だけでなく全国の自治体にとっても共通の課題であることから、消防署所の適正配置は公共施設再編の観点からも必要です。

(3) 消防庁舎整備作業部会検討結果

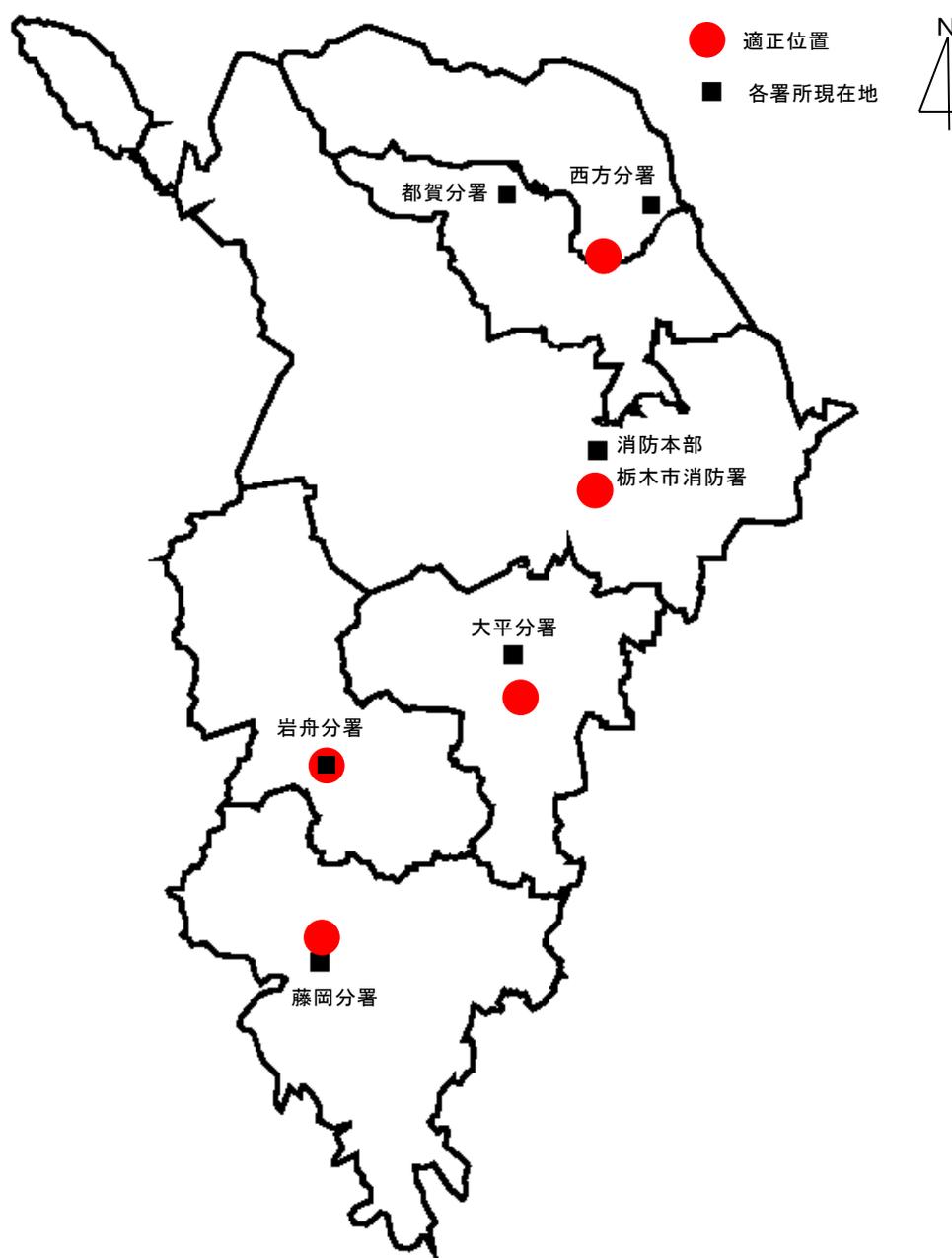
本年度の基本構想策定の準備作業として、平成28年度に消防庁舎整備作業部会を設置し、庁舎整備に関する課題や消防署所数について調査・検討しました。

消防署所数については、適正配置調査による4・5・6署所体制の算定結果を踏まえ、現在の6署所体制から1署所を減じた5署所体制であっても、管内全域において消防力の運用効果がほぼ現状維持できることから、5署所体制での庁舎整備が望ましいという検討結果となりました。

(4) 検討結果

以上のとおり、適正配置調査結果、人口の将来推計及び財政状況、消防庁舎整備作業部会検討結果を踏まえ検討した結果、5署所体制での庁舎整備を目指すこととし、さらなる消防力の充実・強化と質の高い消防サービスの向上に努めます。

■ 5 署所適正位置



3. 庁舎規模の検討

庁舎規模については、「消防力の整備指針(総務省消防庁告示)」及び「新営一般庁舎算定基準(国土交通省)」などの全国的指針・通達を基準とし、近年建設された他消防本部庁舎事例の状況を加味し、構成施設・庁舎等の規模について検討します。

(1) 消防本部・栃木市消防署

構成施設計画により必要な諸室面積を求めると、②に示すような庁舎等の規模になります。

① 構成施設計画

区 分		諸 室
庁舎棟	消防本部	消防長室、事務室、大会議室・講堂、消防団室(物品庫含) 情報管理室、市民相談室、倉庫、物品庫、書庫、印刷室、湯沸室 休憩室、更衣室(男女別)、トイレ(男女別)・多用途トイレ・洗面所
	高機能消防指令センター	高機能消防指令センター、災害対策室(高機能消防指令センター予備) 機械室、事務室、仮眠室、湯沸室、シャワー室・脱衣室(男) トイレ(男女別)・洗面所
	消防署	署長室、事務室、小会議室、市民相談室、倉庫、書庫 仮眠室(男女別)、食堂(休憩所含)・厨房、トレーニング室 救急シミュレーション室、救急消毒・洗浄・乾燥室、救急資器材庫 浴室・脱衣室(男女別)、トイレ(男女別)・多用途トイレ・洗面所
		車庫(第1出動車両)、資機材庫、出動準備室 洗濯(防火衣等)・乾燥室、空気充填室・ボンベ庫
その他	機械室、電気室、自家発電機室	
付属施設	訓練施設	訓練塔(主塔・副塔)、屋外訓練場
	その他の施設	第2出動車両車庫、資機材倉庫兼備蓄倉庫、危険物倉庫、駐輪場 駐車場(来客・招集職員用)、ごみ集積場、案内掲示板、国旗等掲揚塔 耐震性防火水槽(訓練用)、受水槽(災害時飲料水) 自家用給油取扱所、ヘリポート

② 庁舎等規模

施 設	延べ面積 (㎡)	構 造
本庁舎	約 4,000	R C又はS造・3~4階建
訓練塔(主塔)	約 500	R C又はS造・6階建
訓練塔(副塔)	約 100	S造・3階建
第2出動車両車庫	約 400	S造・平屋建
資機材倉庫兼備蓄倉庫	約 500	S造・2階建
危険物倉庫	約 10	平屋建
駐輪場	約 30	平屋建

(2) 各分署

構成施設計画により必要な諸室面積を求めると、②に示すような庁舎等の規模になります。

① 構成施設計画

区 分		諸 室
庁舎棟	分 署	事務室、会議室、市民相談室、食堂(休憩所含)・厨房、倉庫、書庫 仮眠室(男女別)、トレーニング室、救急消毒・洗浄・乾燥室 救急資器材庫、浴室・脱衣室(男女別) トイレ(男女別)・多用途トイレ・洗面所
		車庫(第1出動車両)、資機材庫、出動準備室、洗濯(防火衣等)・乾燥室
	その他	機械室、電気室、自家発電機室
付属施設	訓練施設	訓練塔、屋外訓練場
	その他の施設	資機材倉庫兼備蓄倉庫、危険物倉庫、駐輪場、駐車場(来客・招集職員用) ごみ集積場、案内掲示板、国旗等掲揚塔、耐震性防火水槽(訓練用) 受水槽(災害時飲料水)、自家用給油取扱所、ヘリポート

② 庁舎等規模

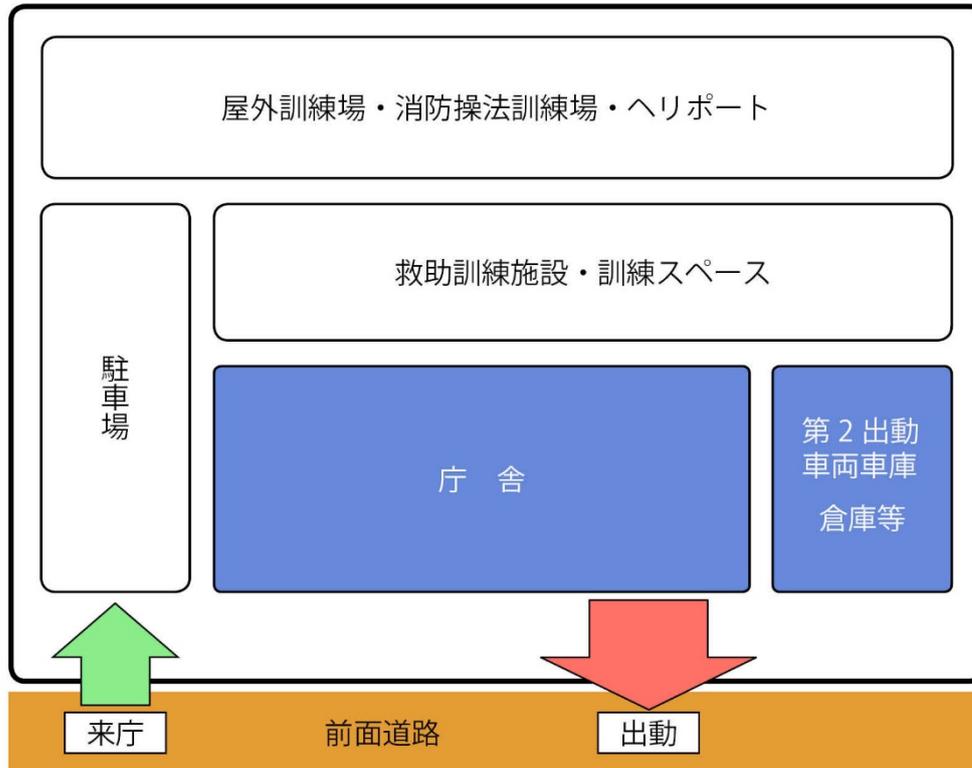
施 設	延べ面積 (㎡)	構 造
本庁舎	約 1,000	S造・2階建
訓練塔	約 100	S造・2~3階建
資機材倉庫兼備蓄倉庫	約 200	S造・平屋建
危険物倉庫	約 10	平屋建
駐輪場	約 20	平屋建

4. 施設配置計画

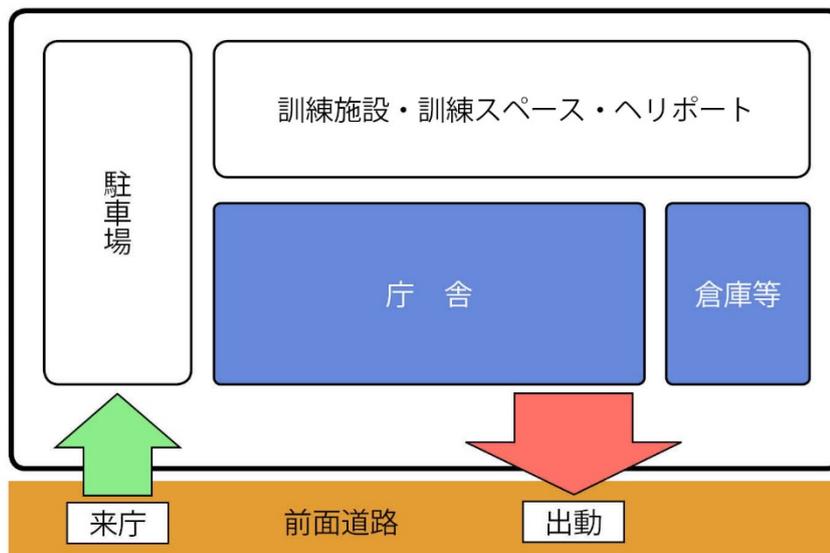
(1) 出動動線計画

業務効率を踏まえたレイアウトとし、消防車両の安全かつ迅速な出動動線及び前面道路から二方向への出動動線を確保します。

■ 消防本部・栃木市消防署



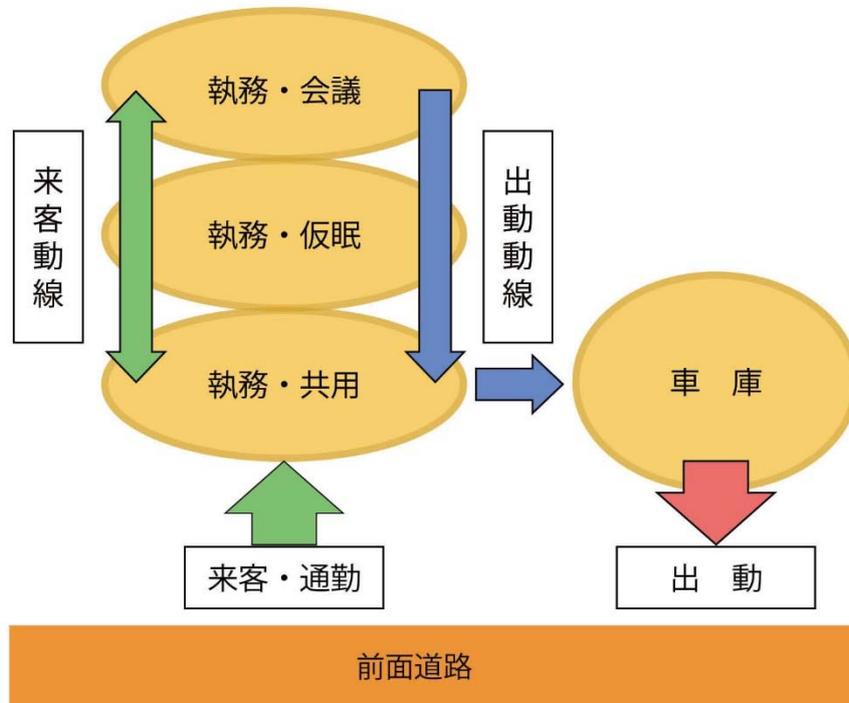
■ 各分署



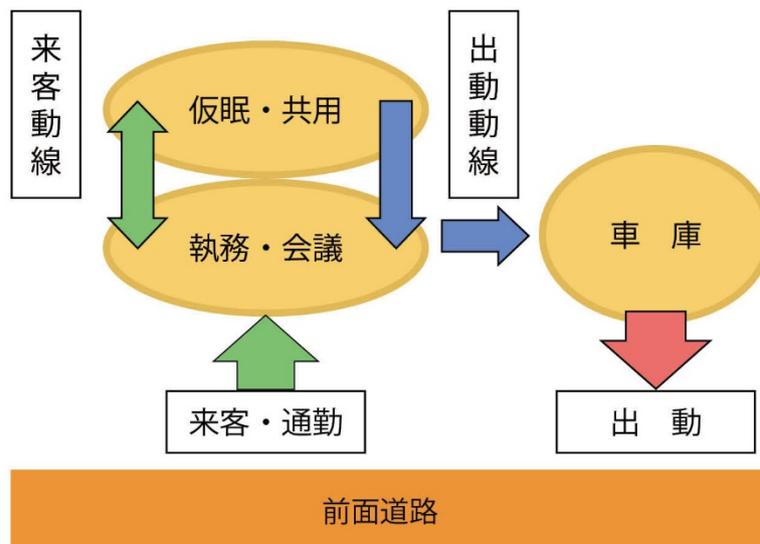
(2) 庁舎断面ゾーニング計画

諸室の特性を考慮した配置とし、適切な階層を構成します。また、来客動線と出動動線を区別します。

■ 消防本部・栃木市消防署、3～4階程度にして機能分離する



■ 各分署、2階程度にして機能分離する



5. 候補地選定

(1) 候補地の留意点

各署所の候補地については、災害発生に対して十分な消防サービスを果たすため、適正配置調査の結果を踏まえ、適正位置から半径約1~2キロ以内の対象エリアから地質、地理、面積及び周辺環境を優先に管内各地域へのアクセス（道路網、距離、到着時間等）を考慮し、土地の開発、利用状況を見極めながら選定いたします。

なお、消防本部・栃木市消防署については、狭あい化・老朽化の解消、高機能消防指令センターの更新事業及び消防本部を核とする消防力の充実・強化を図るため、速やかな整備が必要であることから候補地を検討いたします。

また、各分署については、中長期にわたる整備計画の中での用地取得となり、将来における候補地周辺の土地利用状況を見通すことは困難であるため、後述のスケジュールにより、それぞれの基本計画策定時において検討いたします。

(2) 敷地の留意点

敷地については、十分な広さを確保し有効活用するために方形・平坦であること、自然災害の影響を受けにくい安全な位置にあることを前提とします。

出動に際しては、二方向への出動動線を確保すると共に、緊急車両の同時出動及び大型車両の走行に支障がないように、車庫前の空地には余裕を持たせます。また、道路歩行者の安全確保にも配慮するため、道路の見通しを確保します。

6. 消防本部・栃木市消防署の候補地検討

「2. (1) 消防力適正配置調査結果」で示したとおり、適正位置は、栃木市万町地内県道栃木藤岡線 万町交番前交差点付近となっています。



(1) 候補地の検討

適正位置周辺は市街地であるため、想定する規模の用地取得を見込めるような土地はなく、まとまった市有地もありません。また、適正位置から東、南、西方向に移転した場合には、交通アクセスの悪い道路網を通過して出動することになります。よって、下記のとおり現時点で概ね空地になっている土地を3か所選定し、比較検討いたします。

なお、各候補地の敷地内には、高機能消防指令センター、救助訓練施設・訓練スペース及び資機材倉庫兼備蓄倉庫など、消防本部・消防署の運用に必要な機能を整備することができます。

① 栃木市野中町地内 栃木市総合運動公園周辺

② 栃木市平柳町2丁目地内 県道栃木環状線沿線

③ 栃木市平柳町1丁目地内 現在地＋隣接地

■ 各候補地の概要

候補地		①栃木市野中町地内 栃木市総合運動公園周辺	②栃木市平柳町2丁目地内 県道栃木環状線沿線	③栃木市平柳町1丁目地内 現在地＋隣接地
諸条件				
土地の現況	面積	約 10,000 m ²	約 8,200 m ²	現在地 4,447.00 m ² 隣接地 2,246.68 m ² 計 6,693.68 m ²
	都市計画区域	市街化調整区域	第一種住居地域	準工業地域
	法定建蔽率 容積率	建蔽率 60、容積率 200%	建蔽率 60、容積率 200%	建蔽率 60、容積率 200%
	日影規制	5-3h 以上、GL+4m	5-3h 以上、GL+4m	5-3h 以上、GL+4m
	地目	畑、山林他	田、山林他	宅地、雑種地
	農地区分	第2種農地	—	—
	路線価 (H29年度)	12,200 円	27,300 円	24,300 円
	適正位置からの 直線距離	北西に約 2.3km	北東に約 1.5km	北に約 1km
	土地の現況	田畑 所有者多数	更地 所有者は少数	月極駐車場、住宅及び店舗 所有者は少数
敷地面積の確保	駐車場の確保	十分に確保できる	十分に確保できる	約 30 台確保できる
	配置計画の自由度	自由度は高い	不整形で、自由度は低い	隣接地取得により整形地となるため、現在より自由度は高い
	ヘリポートの確保	隣接の運動公園を利用できる	不可	不可
交通アクセス状況	出勤に際しての アクセス状況	市北部地域へのアクセスはよくなるが、適正位置エリアから離れる	県道環状線は交通量が多く、時間帯により交通渋滞が発生する	東西南北にアクセスできる有利な位置にある
	栃木 IC へのアクセス (距離・時間)	約 1.5km、約 2 分	約 3.6km、約 6 分	約 3.2km、約 5 分
土地周辺の環境	騒音	住宅地に対し、留意する必要がある	住宅地に対し、留意する必要がある	現在地の敷地拡張であるため、騒音の理解を得やすい
	日照	確保できる	確保できる	確保できる
	土地の形状	平坦でなく、河川が流れる	平坦でなく、山林がある	平坦である
土地の安全性	防災ハザードマップ区域	対象外	対象外	対象外
	関東・東北豪雨災害の被害 (H27.9)	周辺地域において住宅地の浸水、道路冠水、川の溢水が発生した	特になし	特になし

■ 消防救急デジタル無線整備比較表

	事業費	必要な整備内容
庁舎移転 の場合	約116,130千円	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能消防指令センター無線機器、訓練塔無線機器移設 ・無線中継アンテナ、無線機器新設 ・防災無線機器移設 ・県防災ネットワーク機器移設
	約1,500千円	<ul style="list-style-type: none"> ・無線受信範囲の電波調査・申請
	約120,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・無線ネットワーク中継アンテナ新設、用地取得必要 (電波調査後、受信範囲が変更になる場合)
	計 約237,630千円	
現在地 建替え の場合	約24,030千円	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能消防指令センター無線機器移設、既設無線中継アンテナからの繋ぎ込み ・防災無線機器移設 ・県防災ネットワーク機器移設

(2) 各候補地の特徴

① 栃木市野中町地内 栃木市総合運動公園周辺

- ・想定面積を確保できるため、配置計画の自由度は高くなる。
- ・土地所有者が多数のため、取得には長期間を要すると見込まれる。用地取得には、農地転用許可が必要になる。
- ・市北部地域へのアクセスが良くなるが、適正位置から外れるため、管内の出動範囲について見直しが必要になる。
- ・平成27年9月の豪雨災害では付近の道路冠水、住宅地の浸水被害が発生している。
- ・庁舎移転となるため、デジタル無線の整備が必要となり、多額の費用が見込まれる。

② 栃木市平柳町2丁目地内 県道栃木環状線沿線

- ・用地取得のコスト負担が大きい所有者は少数であるため、比較的短期間の交渉で済むと見込まれる。
- ・市街地に面しているが土地が不整形で、配置計画の自由度は低くなる。
- ・県道環状線は交通量が多く、時間帯により交通渋滞が発生するため、出動に際し支障がある。
- ・住宅地に対して、騒音抑制対策が必要である。また、新庁舎稼働後も騒音や夜間照明に対し、苦情が寄せられると考えられる。
- ・庁舎移転となるため、デジタル無線の整備が必要となり、多額の費用が見込まれる。

③ 栃木市平柳町1丁目地内 現在地＋隣接地

- ・想定規模の敷地面積は確保できないが、用地取得後は整形地となり土地を有効活用できるため、現在より配置計画の自由度は高くなる。
- ・現在地は適正位置の1キロ圏内であり、出動に際して東西南北にアクセスできる利便性を備えており、管内の消防需要に対し運用効果が高くなる。
- ・騒音に関しては、引き続き付近住民の理解を得やすい。
- ・現在地での庁舎建替えであるため、デジタル無線の整備費用を大幅に削減できる。

- ・用地取得については土地所有者等が少数であるため、比較的短期間の交渉で済むと見込まれるが物件補償（住宅、店舗）が必要である。

(3) 検討結果

候補地 3 か所について検討した結果、現在地に隣接地を取得することにより、新たな消防庁舎を整備することといたします。

現在地については、適正配置調査結果から概ね適正な位置であり、出動に際して主要道路から市内各地域へ東西南北にアクセスできる利便性を備えているため、消防需要に対して非常に高い運用効果を得ることができます。敷地内の配置計画においては、想定規模の敷地面積を確保できないため、消防操法訓練場、ヘリポートの整備及び緊急消防援助隊受援時の大型車両の受入れはできませんが、隣接地を取得し敷地を拡張することにより、消防体制の核となる消防本部・消防署の運用に必要な機能を備えた庁舎を建設することが可能です。なお、訓練や大規模災害時は、市総合運動公園等を有効に活用いたします。

また、事業費については、用地取得及びデジタル無線の整備について多額の費用を削減することができます。

7. 事業費の算定及び財源確保の方針

(1) 事業費の算定について

事業費は、消防本部・栃木市消防署及び分署ごとに策定する「基本設計」・「実施設計」等において、それぞれに必要な機能、規模等を精査のうえで算定を行うこととします。

その際には、「Ⅲ 解決策の検討」において述べた「自然との共生」や「ライフサイクルコストの削減」等の課題も考慮に入れながらも、「無駄を省きつつも必要かつ十分な機能と規模を備えた施設の整備」を念頭に建設費用の抑制に努めます。

(2) 財源確保について

事業費の財源については、2016 年度（平成 28 年度）に設置した栃木市消防基金の活用のほか、旧合併特例事業債（いわゆる「合併特例債」）をはじめとして、財政上の優遇措置がある地方債の活用を想定しています。

合併特例債は、元利償還金の 40%が普通交付税に基準財政需要額として算入されることにより、後年度、一部が国から交付される財政上の優遇措置のある地方債で、本市が活用できる期間は、2019 年度（平成 31 年度）までに限られていましたが、関係法令の改正により、2024 年度末まで延長が可能になります。

なお、合併特例債の活用可能期間経過後についても、引き続き、財政上の優遇措置がある他の地方債を活用できるよう検討を進めていきます。

8. 建設スケジュール

各署所の庁舎は、ほぼ同時期に建設されているため、中長期の庁舎整備計画を速やかに策定し、財政状況等を勘案しながら、順次効率よく進めていく必要があります。

整備の順番については、まずは、消防本部を核とする消防力の充実・強化を図る必要があることから、消防本部・栃木市消防署から着手することとし、各分署については狭あい化・老朽化の進行具合から都賀・西方分署、次いで大平分署、最後に建築年度の浅い藤岡分署とし、次のスケジュールにより庁舎整備を進めます。

■ 庁舎整備全体スケジュール

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
基本構想	↔												
消防本部・ 栃木市消防署	基本計画	↔											
	基本設計(地質調査)		↔										
	実施設計			↔									
	用地取得(測量)	↔											
	関係法令許可(農転・開発)		↔										
	造成工事				↔								
	建築工事					↔	↔	↔					
	消防指令システム更新工事				↔ 実施設計		↔ 工事						
分署(都賀・ 西方地域)	基本計画			↔									
	基本設計(地質調査)				↔								
	実施設計					↔							
	用地取得(測量)				↔								
	関係法令許可(農転・開発)					↔							
	造成工事						↔						
	建築工事							↔					
	基本計画						↔						
分署(大平地域)	基本設計(地質調査)						↔						
	実施設計							↔					
	用地取得(測量)						↔						
	関係法令許可(農転・開発)							↔					
	造成工事								↔				
	建築工事									↔			
	基本計画												
	分署(藤岡地域)	基本設計(地質調査)								↔			
実施設計										↔			
用地取得(測量)									↔				
関係法令許可(農転・開発)										↔			
造成工事											↔		
建築工事												↔	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目

消防本部・各署所 写真



消防本部・栃木市消防署



消防本部別館



大平分署



藤岡分署



都賀分署



西方分署



岩舟分署

2017年(平成29年)12月
栃木市消防本部
消防総務課
☎ 0282-23-3527



栃木市マスコットキャラクター
とち介